

「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業
令和8年度公募に関するQ&A

	質問	回答
1	事業内容の各メニューを全て実施する必要がありますか。	取組に当たっては、チームの状況に応じ、各々必要と考えられる取組を、取組を中心的に推進する人材の育成(ビジネスモデルの構築・検証等を推進する人材)も念頭に置いた上で、 (1)ビジネスモデルの構築のための調査・分析 (2)構築されたビジネスモデルの検証等(必須項目) (3)社会受容性があると判断した際のプロモーション(周知活動) 各項目に分けて実施してください。 このうち、「(2)「構築されたビジネスモデルの検証等」は必ず実施いただきます。
2	プロデューサーの推薦を受けたいのですが、プロデューサーを探すにはどうすればよいでしょうか。	「知」の集積と活用の場合産学官連携協議会のホームページで調べることが可能です。 https://www.knowledge.maff.go.jp/platform.html プロデューサーは、上記ページの「研究開発プラットフォーム一覧」をご覧ください。
3	プロデューサーからの推薦状について、様式はありますか。	企画書に添付している「別添様式3」を使用してください。
4	本事業は複数年度で実施できますか	本事業は単年度事業です。 令和8年度の事業実施期間は、契約締結の日から令和9年3月3日(水)までとなります。
5	採択された場合、経費を支出できるのは、いつになりますか。	委託費から経費を支出できるのは、委託契約締結日以降の取引に基づく経費です。 委託契約日以前の取引(購入契約等)である場合は、委託費から支出することはできませんので、ご注意ください。
6	共同事業体で委託事業を実施するケースについて詳しく教えてください。	<p>「活動費の支払対象者」が、委託契約を行う代表機関と別の機関(構成員)に所属する場合がありますが、代表機関が「活動費の支払対象者」に対して経費を直接支払うのであれば、共同事業体を構成する必要はありません(例2の場合)。</p> <p>共同事業体として委託事業を実施するケースは、例1のような流れで経費の支払を行うことを想定する場合があります。</p> <p>この場合、共同事業体の代表機関は、共同事業体を代表して、委託者に対して委託費の請求や受領、実績等の報告を行っていただきます。また、他の構成員への経費の配分、各構成員の実績報告の内容確認や取りまとめ等も行っていただきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>例1 共同事業体の場合</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>例2 提案者単独の場合</p> <p>※会社等の組織を経由することはできません。</p> </div> </div>
7	契約する際、契約者と代表機関の代表者が異なる場合は、企画書の2の(2)に「受託者」を追加すれば良いのでしょうか。	企画書の様式【記入例・注釈入り】2頁にある3の(2)の注釈にあるとおり、契約の際の受託者と代表機関の代表者が異なる場合は「受託者」を記載してください。

	質問	回答
8	企画競争参加表明書を提出する際に押印は必要ですか。	押印する必要ありません。
9	応募資格のうち、「全省庁統一資格」の内容・条件等を教えてください。	令和7年度に応募される場合は、令和7・8・9年度の全省庁統一資格の写しが必要となります(現在お持ちの「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の有効期限が令和8年3月31日までとなっている場合は更新する必要があります。) なお、資格の種類につきましては、「役務の提供等」において「A.B.C又はD」の等級に格付けされていること、競争参加地域に「関東・甲信越」が入っていることを確認してください。
10	委託費に要する費用(委託費)は、事業実施期間中に受け取ることができるのでしょうか。	原則として、事業を実施していただき、委託費の額が確定した後に、精算払いとなります。
11	プロデューサー人材の人件費を計上することはできますか。	プロデューサー人材が所属する機関がプロジェクトチームの代表機関(共同事業体も含む。)である場合は、当該プロデューサー人材の活動経費は、人件費(本委託事業の直接作業時間に対する給料その他手当)に計上することができます。なお、プロデューサー人材が所属する機関が、国又は地方公共団体の交付金等でプロデューサー人材の人件費を負担している法人(地方自治体も含む。)の場合は、原則として当該人件費を計上することはできません。 プロデューサー人材が所属する機関がプロジェクトチームの代表機関(共同事業体も含む。)以外である場合は、当該プロデューサー人材の活動経費は謝金に計上することができます。
12	国又は地方公共団体の交付金等で職員の人件費を負担している法人の場合は、職員分人件費を計上することはできますか。	ご質問の場合は、原則として職員分人件費を計上することはできません。なお、そのような法人においても、パートやアルバイトの賃金を計上することは可能です。
13	人件費及び賃金を計上する場合、どのような証拠書類が必要ですか。	人件費及び賃金の証拠書類としては以下のものが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書 ・作業(業務)日誌 ・給与(賃金)台帳 ・支払伝票 ・機関の受託単価規程、給与規程、賃金規程 ・人件費(賃金)及び通勤単価が分かる書類 <p>詳細は別記「各費目の区分表」及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」をご確認ください。</p>
14	委託事業の事務を行うためのマニュアル等がありますか。	本委託事業の実施に当たっては、委託契約書のほか、最新の「農林水産研究委託事業実施マニュアル」に準じて行います。当該マニュアルは農林水産技術会議事務局ウェブサイトに掲載されています。 (参考)令和8年2月版の掲載場所 https://www.affrc.maff.go.jp/docs/project/kobo/2026/attach/pdf/kankei_tsuchi_2026-2.pdf